

# 利 用 上 の 注 意

本編は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した「平成 20 年特定サービス産業実態調査」のうち、**スポーツ・娯楽用品賃貸業**(日本標準産業分類小分類項目 885)の調査結果について取りまとめたものである。

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第 113 号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和 49 年通商産業省令第 67 号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として掲載している。

### 3. 調査の期日

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの 1 年間である。

### 4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 14 年総務省告示第 139 号)に掲げる「大分類 H—情報通信業」、「大分類 K—金融・保険業」、「大分類 O—教育、学習支援業」及び「大分類 Q—サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成 20 年は、次に掲げる 21 業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所を対象に調査を行った。

## 平成 20 年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

### (1) 継続調査業種(11 業種)

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391—ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392—情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411—映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643—クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806—デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881—各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広 告 代 理 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891－広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899－その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計 量 証 明 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

## (2) 平成 20 年新規調査業種(10 業種)

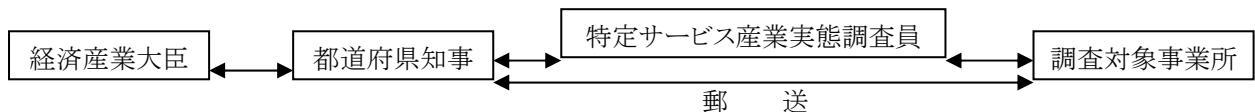
調査業種	調査対象の範囲
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401－インターネット附隨サービス業に属する業務を主業として営む事業所
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412－音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業
新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413－新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414－出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 415－映像・音声・文字情報に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
機械修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 871－機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 872－電気機械修理業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 884－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 885－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 889－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

## 5. 調査方法

- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が対象事業を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送により配布及び取集を行う  
「①経済産業省一括調査」及び経済産業省が調査を委託した特定サービス産業実態調査実施事務局が郵送により配布及び取集を行う「②経済産業省直轄調査」による方法。

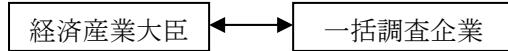
## 6. 調査経路

- (1) 都道府県経由の調査



## (2) 経済産業省調査

### ① 経済産業省一括調査



### ② 経済産業省直轄調査



## 7. 調査票の種類及び調査内容

平成 20 年特定サービス産業実態調査は、21 業種を 16 種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、④「デザイン業、機械設計業調査票」、⑤「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、⑥「広告業調査票」、⑦「計量証明業調査票」、⑧「インターネット附随サービス業調査票」、⑨「音声情報制作業調査票」、⑩「新聞業調査票」、⑪「出版業調査票」、⑫「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業調査票」、⑬「機械修理業、電気機械器具修理業調査票」、⑭「自動車賃貸業調査票」、⑮「スポーツ・娯楽用品賃貸業調査票」、⑯「その他の物品賃貸業調査票」)を用いて、経営組織、従業者数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

## 8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9か月後に公表、確報を約 12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

## 9. 平成 19 年調査結果との比較について

調査結果の利用者の利便性、時系列の継続性確保の観点から、比較可能な主要調査項目について 19 年と 20 年ともに調査の対象となっている事業所(いわゆる継続対象事業所)のみの集計結果による実数及び伸び率比較を、参考資料「平成 20 年特定サービス産業実態調査結果と平成 19 年調査結果との比較について」に掲載している。

## II. 特定サービス産業実態調査の改正について

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、平成 18 年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、①調査対象名簿を業界団体等から総務省が実施した事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、②調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、③調査対象業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との連携を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類への統一を行った。

### 《調査内容の主な変更点》

#### (1) 調査対象事業所名簿の変更

調査対象事業所名簿については、平成 18 年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更した(アクティビティベースから産業格付けベースに変更。)。

なお、平成 20 年特定サービス産業実態調査は、平成 18 年事業所・企業統計調査の名簿情報を用いて新たに対象事業所(企業)の捕そくを行っている(平成 19 年特定サービス産業実態調査は、平成 16 年事業所・企業統計調査を使用)。このため、平成 19 年調査の対象となっている業種は、調査対象が増えているものがあることから、前年比較値等については留意する必要がある。

#### (2) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

調査業種については、平成 17 年まで毎年調査業種(情報サービス業、物品賃貸業)、3 年周期調査業種(ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業)として実施していたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するた

め平成 18 年調査実施以降は毎年調査している。

### (3) 調査対象業種の業種分類レベルの統一

調査対象業種の業種分類レベルについては、平成 17 年までは日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類及び業務種類(アクティビティ)レベルで選定してきたが、調査結果の他の統計調査結果との利活用などを容易にするため、日本標準産業分類小分類(3 枝分類)に統一した。

## III. 「スポーツ・娯楽用品賃貸業」について

### 1. 調査対象の範囲

(1) 「**スポーツ・娯楽用品賃貸業**」の調査対象は、特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主にスポーツ・娯楽用品(運動会用具、スキー、スノーボード、スケート、自転車、ヨット、モーターボート、テントなど)である場合の業務を行う事業所が調査の対象となる。

ただし、スポーツ・娯楽用品賃貸業務を行う事業所であっても、以下の「総合リース業」、「その他の各種物品賃貸業」を主業としている事業所はこの調査の対象ではなく、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業」の調査対象となる。

#### 「総合リース業」

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、①産業用機械器具賃貸業、②事務用機械器具賃貸業、③自動車賃貸業、④スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑤その他の物品賃貸業の日本標準産業分類小分類 5 項目のうちの 3 項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が 1 年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいう。

#### 「その他の各種物品賃貸業」

物品賃貸業のうち、①産業用機械器具賃貸業、②事務用機械器具賃貸業、③自動車賃貸業、④スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑤その他の物品賃貸業の日本標準産業分類小分類 5 項目のうちの 3 項目以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務をいう。

### 2. 統計表の事項の説明

(1) **事業所数**は、調査結果(平成 20 年 11 月 1 日現在)の集計事業所数(有効回答事業所数)である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。

「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

(2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。

(3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 20 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、平成 20 年 11 月 1 日現在の数値。

①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(スポーツ・娯楽用品賃貸業をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所

で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」のうち、個人業主(個人経営の事業主)とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与を受けている者。

c 常用雇用者とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 20 年 9 月と 10 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている者」で、「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「一般に正社員、正職員と呼ばれている人」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「パート・アルバイトなど」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

・「就業時間換算雇用者数」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1 週間分)を所定労働時間(1 週間分)で除して算出した人数。

d 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所全体の従業者(前頁ア)のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

②「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(5) 事業従事者数は、平成 20 年 11 月 1 日現在の数値。

従業従事者数とは、事業所の従業者(前頁ア)から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

①スポーツ・娯楽用品賃貸業務の部門別事業従事者数は、スポーツ・娯楽用品賃貸業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び、スポーツ・娯楽用品賃貸業務の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する者。

イ 「保守・管理部門」とは、保守、管理の条件(義務)に基づき、各種賃貸物件の保守及び管理などの業務に従事する者。

ウ 「その他」とは、前記以外の業務に従事する者。

②うち、別経営の事業所から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

(6) 年間売上高は、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの 1 年間又は調査日に最も近い決算日前の 1 年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供について、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売

上高としている。

(7) **レンタルの年間売上高、リースの年間契約高**は、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」のうち、レンタルの年間売上高及び、リースの年間契約高。

なお、リースとは、物件を使用させる期間が1年を超える、契約期間中に解約の申し入れが出来ないものをいい、レンタルとはリース以外の賃貸契約のすべてをいう。

また、支社がリース契約の申込みを受け実際に取引をまとめたのち、本社が形式的に契約を結んだ場合は、本社ではなく、支社の契約としている。

(9) **賃貸物件**は、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」のうち、主たる賃貸物件。

(10) **保有数量**は、平成20年11月1日現在で保有しているものの数量(個数、セット数)。**貸し出し数量**は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に貸し出した数量(個数、セット数)の延べ数。同一物件を複数回賃貸している場合には、その総回数となる。

(11) **営業日数**は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間の事業所の営業日数。

(12) **年間営業費用**は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「貸与資産原価」、「リース投資資産原価」、「資金原価」、「減価償却費」、「賃借料」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

①**給与支給総額**は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与も含む。

②**貸与資産原価**は、貸与資産(リース及びレンタル用資産)の減価償却費、固定資産税、保険料などの額。

③**リース投資資産原価**は、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額)の額。

④**資金原価**は、貸与資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた額。

⑤**減価償却費**は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)の額。

⑥**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ 「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「**情報通信機器**」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「**その他**」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑦**その他の営業費用**は、上記①～④以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(13) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有

形固定資産)及び無形固定資産の額(消費税額を含む)。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のお情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。

(14) **リース投資資産取得額**は、事業所において平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に新たに投資した資産(新品、中古品、建物など、平成20年4月1日以降に契約した所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産を含む。)の取得額。購入手数料を含む。

### 3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象 事業所数	調査票 回収数	回収率	集計事業所数
スポーツ・娯楽用品賃貸業	446	209	46.9%	196

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所数である。

### 4. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

①「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

②「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

## IV. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された**数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成20年特定サービス産業実態調査報告書 スポーツ・娯楽用品賃貸業編」による旨を明記してください。**

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。